

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次	ページ
告示	
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知(20件)	(治山林道課) 1
○国土調査の成果の認証	(用地対策課) 3
○建築基準法による道の指定	(建築指導課) 4
監査公表	
○定期監査の執行結果(中央東県税事務所ほか)	4

告 示

高知県告示第139号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年3月6日

高知県知事 尾崎 正直

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和58年4月農林水産省告示第434号（五に限る。）
- 変更に係る指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
変更しない。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び安芸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第140号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年3月6日

高知県知事 尾崎 正直

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林とし

て指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年4月農林水産省告示第503号（六に限る。）

2 変更に係る指定施業要件

- 立木の伐採の方法
変更しない。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに安芸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第141号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年3月6日

高知県知事 尾崎 正直

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和59年6月農林水産省告示第1365号
- 変更に係る指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
変更しない。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及びびいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第142号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年3月6日

高知県知事 尾崎 正直

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和59年8月農林水産省告示第1672号
- 変更に係る指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
変更しない。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに宿毛市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第143号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年3月6日

高知県知事 尾崎 正直

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和59年8月農林水産省告示第1693号
- 変更に係る指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
変更しない。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第144号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年3月6日

高知県知事 尾崎 正直

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。
昭和59年8月農林水産省告示第1806号
- 変更に係る指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
変更しない。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第145号

<p>農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。</p> <p>平成30年3月6日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和59年8月農林水産省告示第1813号</p> <p>2 変更に係る指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法 変更しない。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第146号</p> <p>農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。</p> <p>平成30年3月6日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和59年9月農林水産省告示第1955号</p> <p>2 変更に係る指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法 変更しない。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第147号</p> <p>農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。</p> <p>平成30年3月6日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林とし</p>	<p>て指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和59年9月農林水産省告示第1965号</p> <p>2 変更に係る指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法 変更しない。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに関係市役所及び大月町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第148号</p> <p>農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。</p> <p>平成30年3月6日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和59年10月農林水産省告示第2055号</p> <p>2 変更に係る指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法 変更しない。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大川村役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第149号</p> <p>農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。</p> <p>平成30年3月6日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和59年12月農林水産省告示第2354号</p> <p>2 変更に係る指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法 変更しない。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種</p>	<p>次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第150号</p> <p>農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。</p> <p>平成30年3月6日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和59年12月農林水産省告示第2392号</p> <p>2 変更に係る指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法 変更しない。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第151号</p> <p>農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。</p> <p>平成30年3月6日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和60年2月農林水産省告示第185号</p> <p>2 変更に係る指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法 変更しない。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第152号</p> <p>農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第</p>
--	--	---

<p>249号) 第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。</p> <p>平成30年3月6日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的</p> <p>次に掲げる告示で定めるところによる。</p> <p>昭和60年2月農林水産省告示第322号</p> <p>2 変更に係る指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法</p> <p>変更しない。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種</p> <p>次のとおりとする。</p> <p>(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第153号</p> <p>農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。</p> <p>平成30年3月6日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的</p> <p>次に掲げる告示で定めるところによる。</p> <p>昭和60年3月農林水産省告示第406号</p> <p>2 変更に係る指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法</p> <p>変更しない。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種</p> <p>次のとおりとする。</p> <p>(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに香美市役所及び安田町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第154号</p> <p>農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。</p> <p>平成30年3月6日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的</p> <p>次に掲げる告示で定めるところによる。</p>	<p>昭和60年4月農林水産省告示第567号</p> <p>2 変更に係る指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法</p> <p>変更しない。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種</p> <p>次のとおりとする。</p> <p>(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第155号</p> <p>農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。</p> <p>平成30年3月6日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的</p> <p>次に掲げる告示で定めるところによる。</p> <p>昭和60年7月農林水産省告示第1117号</p> <p>2 変更に係る指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法</p> <p>変更しない。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種</p> <p>次のとおりとする。</p> <p>(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第156号</p> <p>農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。</p> <p>平成30年3月6日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的</p> <p>次に掲げる告示で定めるところによる。</p> <p>昭和60年8月農林水産省告示第1205号</p> <p>2 変更に係る指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法</p> <p>変更しない。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種</p> <p>次のとおりとする。</p> <p>(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興</p>	<p>・環境部治山林道課及び宿毛市役所に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第157号</p> <p>農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。</p> <p>平成30年3月6日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的</p> <p>次に掲げる告示で定めるところによる。</p> <p>昭和60年10月農林水産省告示第1567号</p> <p>2 変更に係る指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法</p> <p>変更しない。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種</p> <p>次のとおりとする。</p> <p>(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第158号</p> <p>農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。</p> <p>平成30年3月6日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的</p> <p>次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。</p> <p>昭和60年10月農林水産省告示第1585号</p> <p>2 変更に係る指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法</p> <p>変更しない。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種</p> <p>次のとおりとする。</p> <p>(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第159号</p> <p>安芸市畑山の一部地区、四万十市古津賀及び佐岡の各一部地区、安芸郡東洋町生見の一部地区、安芸郡奈半利町池里の一部並</p>
---	--	--

びにタビ谷及び奥ノ又地区、安芸郡安田町小川及び日々入の各一部地区、長岡郡本山町北山の一部地区並びに吾川郡いの町中追、鹿敷、神谷及び越裏門の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成30年3月6日

高知県知事 尾崎 正直

1 調査を行った者の名称

- (1) 安芸市
- (2) 四万十市
- (3) 東洋町
- (4) 奈半利町
- (5) 安田町
- (6) 本山町
- (7) いの町

2 調査を行った地域及び時期

- (1) 安芸市畑山の一部
平成26年度及び平成27年度
- (2) 四万十市古津賀及び佐岡の各一部
平成27年度及び平成28年度
- (3) 安芸郡東洋町生見の一部
平成26年度及び平成27年度
- (4) 安芸郡奈半利町池里の一部並びにタビ谷及び奥ノ又
平成23年度及び平成24年度
- (5) 安芸郡安田町小川及び日々入の各一部
平成24年度及び平成25年度
- (6) 長岡郡本山町北山の一部
平成27年度及び平成28年度
- (7) 吾川郡いの町中追、鹿敷、神谷及び越裏門の各一部
平成23年度から平成25年度まで及び平成28年度

3 成果の名称

- (1) 安芸市地籍図及び地籍簿
- (2) 四万十市地籍図及び地籍簿
- (3) 東洋町地籍図及び地籍簿
- (4) 奈半利町地籍図及び地籍簿
- (5) 安田町地籍図及び地籍簿
- (6) 本山町地籍図及び地籍簿
- (7) いの町地籍図及び地籍簿

4 認証年月日

平成30年3月6日

高知県告示第160号

次の道を建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により指定する。

平成30年3月6日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 高岡郡佐川町加茂字五反田499番3地先から字ヤスバ425番2に至る延長221メートルの道
- 2 高岡郡佐川町加茂字峯ノイゲ398番2から字西ヤシキ454番に至る延長142メートルの道
- 3 高岡郡佐川町加茂字小浜谷610番1地先から604番地先に至る延長102メートルの道
- 4 高岡郡佐川町加茂字小浜谷604番地先から字西ノ芝536番1地先に至る延長268メートルの道
- 5 佐川町加茂字東峯屋敷330番口地先から字峯ノイゲ370番1地先に至る延長73メートルの道
- 6 高岡郡佐川町加茂字ヤスバ426番3地先から427番9地先に至る延長58メートルの道

監 査 公 表

監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成30年3月6日

高知県監査委員 西内 健
同 池脇 純一
同 坂田 和子
同 植田 茂

第1 監査の実施

平成29年度の監査対象機関236機関のうち73機関に対して、平成29年10月26日から平成30年2月20日まで定期監査を実施した。

部局名	対象機関数	実施済機関数		今回実施機関数		
		委員監査	書面監査	委員監査	書面監査	
知事部局	本庁	91	91	—	0	—
	出先	60	32	3	25	0
	計	151	123	3	25	0
公営企業局	本庁	2	2	—	0	—
	出先	2	2	—	0	—

	計	4	4	—	0	—
教育委員会	本庁	12	12	—	0	—
	出先	52	6	8	19	19
	計	64	18	8	19	19
警察本部	本庁	1	1	—	0	—
	出先	12	1	1	7	3
	計	13	2	1	7	3
その他の機関	本庁	4	4	—	0	—
計	本庁	110	110	—	0	—
	出先	126	41	12	51	22
	計	236	151	12	51	22

第2 監査の結果

1 総括

今回実施の出先73機関のうち26機関において、改善、是正等を要する不適正な事務処理が合計51件認められた。

その内訳は、より強く改善を求める「指摘事項」が7件、それ以外の「注意事項」が44件である。これらの事務区分別の件数及び主な内容は別表1、実施機関別の件数等は別表2のとおりである。

事務区分別の指摘事項及び注意事項の件数は、支出事務と契約事務とが各16件と最も多く、次いで収入事務が10件となっている。これらの主な事例は、次のとおりである。

支出事務

- ・支払の遅延
- ・常時資金の精算戻入の遅延
- ・支出負担行為決議書の日付の通り
- ・経費支出何の作成なしの業務の発注

契約事務

- ・契約書への委託業務の内容を示した仕様書の添付漏れ
- ・予定価格調書の作成漏れ
- ・作成権限のない者による予定価格調書の作成
- ・遅延利息の率の誤り等の契約書の不備

収入事務

<ul style="list-style-type: none"> ・河川占用料等の収入調定の遅延 ・収入調定額の算定誤り <p>服務管理事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車運転時間に対する時間外勤務命令の漏れ <p>なお、今年度の指摘事項等について、事務区分別件数の前年度との比較は、別表3のとおりである。</p> <p>2 指摘事項</p> <p>指摘事項の該当機関及び具体的な内容は、次のとおりである。</p> <p>(1) 中央東県税事務所（収入事務）</p> <p>平成29年度において、法人事業税及び地方法人特別税に関する重加算金の算定を誤っていた。</p> <p>(2) 大阪事務所（支出事務）</p> <p>平成28年度分の新聞代（2紙分）を平成29年度予算で平成29年7月に支払っていた。</p> <p>(3) 名古屋事務所（支出事務）</p> <p>平成28年度の常時資金の精算において、平成29年4月に行わなければならない戻入処理を同年5月に行っていた。</p> <p>(4) 中央東土木事務所（収入事務）</p> <p>平成28年度に占用許可通知のあった河川敷占用料について、平成29年度に収入調定を行っていた。</p> <p>(5) 中央西土木事務所（契約事務）</p> <p>平成29年度伊野合同庁舎保全警備委託業務契約書において仕様書を添付していなかった。また、遅延利息の率を年2.8パーセントとすべきところ年2.7パーセントとしていた。</p> <p>(6) 幡多青少年の家（契約事務）</p> <p>平成29年度の警備業務委託において、予定価格調書を契約担当者ではない者が作成していた。</p> <p>(7) 高知小津高等学校（契約事務）</p> <p>平成28年度の学習室空調設備設置工事及び平成29年度の中庭駐車場拡張工事は、いずれも設計金額が100万円を超えるため、予定価格調書の作成が必要であるにもかかわらず、予定価格調書を作成していなかった。</p> <p>これらのことは、いずれも地方自治法（昭和22年法律第67号）をはじめとする財務に関する法令等に反する不適正な事務処理である。</p> <p>第3 意見</p> <p>それぞれの事務処理の誤りは、基本的なことが徹底されていないことに起因して発生している。については、各機関において、法令等の内容を再確認することを周知徹底し、これらに沿って事務を執行すべきである。</p> <p>特に契約事務は、重要な法律行為であり、契約当事者である県庁全体の信頼性にも大きな影響を及ぼすことから、今一度そ</p>	<p>の重大性を再認識し、チェック体制の一層の充実を図り、適正に事務を執行することを強く求める。</p> <p>なお、服務管理事務の事例については、先の出先機関前期監査及び本庁監査で多数の機関で手続漏れが見受けられたことから、全庁的に改善を求めたところである。今回の出先機関後期監査でも一部の機関で同様の手続漏れが見受けられたことから改善を求める。</p> <p>この事例については、自宅発着の場合は運転時間の実態把握が困難であることなどから、別表2の機関別の不適正な事務の件数には含めていない。</p> <p>今回の監査結果については、指摘事項等のあった機関のみならず、指摘事項等のなかった機関においても、同様の誤りを起こさないよう全職員に周知されたい。</p>	
--	--	--

別表1 (事業区分別の指摘事項及び注意事項)

事務区分	指摘事項	注意事項	合計		主な内容
	件数	件数	件数	割合 (%)	
収入事務	2	8	10	19.6	・収入調定の遅延 ・収入調定額の誤り 等
支出事務	2	14	16	31.4	・支払の遅延 ・常時資金の戻入遅延 ・支出負担行為の遅延 ・証拠書類の亡失 ・経費支出伺の作成漏れ 等
契約事務	3	13	16	31.4	・予定価格調書の作成漏れ ・作成権限のない者による予定価格調書の作成 ・契約書の不備(仕様書添付漏れ) ・契約書の不備(遅延利息の率の誤り) ・契約書の不備(解除違約金額の誤り) ・予算成立前の予定価格調書の作成 ・請書の割印漏れ ・契約書で契約後に提出する旨を定めた書類の受領漏れ 等
財産・物品管理事務		1	1	2.0	・郵便切手類等出納簿の記帳漏れ
服務管理事務		3	3	5.9	・非常勤職員の勤務日数の不適正な管理等
給与・旅費支給事務		3	3	5.9	・手当(通勤手当及び時間外勤務手当)の支給誤り 等
庶務関係事務		1	1	2.0	・自家用車登録簿の更新漏れ
その他事務		1	1	2.0	・公印審査なしの押印
計	7	44	51	100.0	

備考 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、各項目の数値の合計は100パーセントにはならない。

別表2 (実施機関別)

(【】：特別指摘件数で内数) ()：指摘件数で内数

機関名	事務区分									委員監査日 ■：書面監査日	
	収入	支出	契約	財産・物品管理	服務管理	給与・旅費支給	庶務関係	その他	計		
知事部局	総務部										
	東京事務所			1						1	平成29年11月9日
	安芸県税事務所									0	平成29年12月1日
	中央東県税事務所	2 (1)	1							3 (1)	平成29年10月31日
	中央西県税事務所									0	平成30年1月10日
	須崎県税事務所									0	平成29年10月26日
	幡多県税事務所									0	平成30年1月24日
	健康政策部										
	中央東福祉保健所		1							1	平成29年10月26日
	地域福祉部										
療育福祉センター		1	1						2	平成29年11月29日	
産業振興推進部											
大阪事務所		1 (1)							1 (1)	平成29年11月9日	
名古屋事務所		3 (1)							3 (1)	平成29年11月9日	
産学官民連携センター									0	平成30年1月10日	
商工労働部											
海洋深層水研究所									0	平成29年11月7日	
中村高等技術学校									0	平成30年1月24日	
農業振興部											
中央東農業振興センター		1	1						2	平成29年11月29日	
農業大学校									0	平成29年10月27日	
農業担い手育成センター	1			1					2	平成30年1月31日	
林業振興・環境部											
森林技術センター									0	平成29年10月31日	
安芸林業事務所									0	平成30年1月10日	
中央東林業事務所									0	平成29年11月29日	
幡多林業事務所									0	平成30年1月24日	
土木部											
安芸土木事務所	1				1				2	平成29年12月1日	
中央東土木事務所	2 (1)	2	2			1	1		8 (1)	平成29年12月1日	
中央西土木事務所			3 (1)						3 (1)	平成29年10月27日	
須崎土木事務所	1		1						2	平成29年10月26日	
幡多土木事務所			1		1			1	3	平成30年1月24日	
教育委員会											
東部教育事務所									0	平成30年1月31日	
幡多青少年の家			1 (1)						1 (1)	■平成30年2月20日	
室戸高等学校									0	■平成30年2月20日	

（【】：特別指摘件数で内数）（（）：指摘件数で内数）

機関名	事務区分								委員監査日 ■：書面監査日	
	収入	支出	契約	財産・物 品管理	服務管理	給与・旅 費支給	庶務関係	その他		計
中芸高等学校									0	平成29年10月26日
県立安芸中学校									0	平成30年1月31日
安芸高等学校									0	平成30年1月31日
安芸桜ヶ丘高等学校									0	平成30年1月31日
城山高等学校									0	平成29年10月26日
山田高等学校	1	1							2	平成29年12月1日
嶺北高等学校									0	平成29年12月1日
高知農業高等学校									0	■平成30年2月20日
高知東工業高等学校									0	平成29年11月29日
岡豊高等学校									0	平成30年1月10日
高知東高等学校									0	■平成30年2月20日
県立高知南中学校									0	■平成30年2月20日
高知南高等学校		1							1	■平成30年2月20日
高知工業高等学校						1			1	■平成30年2月20日
高知追手前高等学校									0	■平成30年2月20日
高知丸の内高等学校									0	■平成30年2月20日
高知小津高等学校			1 (1)		1				2 (1)	■平成30年2月20日
高知北高等学校			2						2	平成30年1月31日
伊野商業高等学校									0	■平成30年2月20日
高岡高等学校									0	平成30年1月10日
高知海洋高等学校									0	平成30年1月10日
須崎高等学校									0	■平成30年2月20日
佐川高等学校									0	■平成30年2月20日
構原高等学校		1	1						2	平成29年10月27日
四万十高等学校		1							1	平成30年1月24日
大方高等学校	1								1	■平成30年2月20日
幡多農業高等学校									0	平成30年1月24日
県立中村中学校									0	■平成30年2月20日
中村高等学校									0	■平成30年2月20日
宿毛高等学校		1							1	■平成30年2月20日
清水高等学校			1						1	■平成30年2月20日
山田養護学校									0	平成29年10月31日
高知江の口養護学校									0	平成30年1月10日
日高養護学校									0	平成29年10月27日
中村特別支援学校									0	■平成30年2月20日
警察本部 高知警察署		1				1			2	平成30年1月10日
高知南警察署									0	平成29年11月29日

（【】：特別指摘件数で内数）（（）：指摘件数で内数）

機関名	事務区分								委員監査日 ■：書面監査日	
	収入	支出	契約	財産・物 品管理	服務管理	給与・旅 費支給	庶務関係	その他		計
高知東警察署									0	平成29年11月7日
室戸警察署									0	平成29年11月29日
安芸警察署	1								1	■平成30年2月20日
南国警察署									0	平成29年10月31日
土佐警察署									0	■平成30年2月20日
佐川警察署									0	平成29年10月27日
中村警察署									0	■平成30年2月20日
宿毛警察署									0	平成30年1月24日
計	10 (2)	16 (2)	16 (3)	1	3	3	1	1	51 (7)	

別表3 (年間件数の前年度比較)

(【 】:特別指摘事項で内数) () :指摘事項で内数

	本庁		出先		計		
	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	
対象機関数	108機関	110機関	126機関	126機関	234機関	236機関	
事務区分別指摘事項等件数	収入事務	7 (1)	18 (2)	14 (2)	25 (2)	21 (3)	
	支出事務	34 (5)	41 (6)	21 (1)	24 (2)	55 (6)	65 (8)
	契約事務	37 (2)	39 (8)	34	30 (3)	71 (2)	69 (11)
	財産・物品管理事務	2	1	4	4	6	5
	サービス管理事務		7	5	6	5	13
	給与・旅費支給事務	11	3	11 (1)	6	22 (1)	9
	庶務関係事務	7	1	4	4	11	5
	その他事務	3	3	1	3	4	6
	検討	1				1	
計	102 (7)	102 (15)	98 (4)	91 (7)	200 (11)	193 (22)	